

履修免除試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. 令和2年2月4日午前8時頃、X市内の路上をVが歩行中、背後から2台の自動二輪車が高速で近づき、うち1台が故意にVをはね飛ばして肋骨骨折等の傷害を負わせるとの事件(以下「本件傷害事実」という。)が発生した。はねた同二輪車を運転していた男(甲)は、直後に警察官に現行犯逮捕されたが、もう1台の運転者は逃走した。
2. 甲は、警察官Kに対し、「故意にVをはねたことに間違いない。逃げたバイクを運転していたのは乙だ。二日前に乙のパソコンからメールで『Vのことで相談がある。』との連絡があって、昨晚、乙の家に行ったところ、『Vに恨みがある。明日、バイクでVをはね飛ばしてくれ。俺も一緒に行く。謝礼は払う。』と頼まれた。」旨供述した。Kは、甲の了解を得てその携帯電話を精査したところ、上記内容のEメールが乙のパソコンから送信されているのを確認し、乙が本件傷害事実の共犯者であると判断した。
3. Kは、乙を本件傷害事実で緊急逮捕すべく、同日午前11時頃、X市内の乙方に部下警察官とともに赴いた。乙方に居た同人の母丙に乙の所在を尋ねると、丙は、たった今乙から「20分後に帰宅する。」旨の連絡があった旨答えた。Kは、乙が帰宅すれば緊急逮捕できると考え、乙のパソコン等を差し押さえるべく、丙を立ち会わせて、①乙方2階にある乙の部屋を搜索した。搜索に着手してから約20分後乙が帰宅したので、Kは、乙方玄関において、乙を本件傷害事実で緊急逮捕した。
4. 乙は、「昨日は甲と会っていない。」旨供述して甲との共謀を否認し、本件傷害事実には関与していない旨主張し、甲は、前記記載のとおり供述を維持した。検察官は、甲の供述等から、乙には甲との共謀による本件傷害事実の成立が認められると考え、②「被告人は、甲と共謀の上、令和2年2月4日午前8時頃、X市中央区1番1号付近の路上において、歩行中のVに対し、傷害の故意をもって、甲が運転する自動二輪車でVの身体をはね飛ばす暴行を加え、よって、その頃、同所において、加療約2か月間を要する肋骨骨折等の傷害を負わせたものである。」旨の公訴事実で乙を公判請求した。

問(1)(配点:50点)

逮捕に伴う無令状搜索差押えが許容される根拠条文及びその趣旨を論じた上で、(設例)の事実3記載の下線①の搜索の適法性について論じなさい。乙に対する緊急逮捕それ自体は適法なものとする。

問(2)(配点:50点)

訴因の意義及び機能について論じた上で、(設例)の事実4記載の下線②の公訴事実が、訴因の記載として罪となるべき事実を特定したものといえるかどうかについて論じなさい。